

日常生活用具の種目等

種 目		基準額 (円)	対 象 者	性能等	耐 用 年数等
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	154,000	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が 2 級以上の家族等 他人の介護を要する者で、原則 として学齢以上のもの (2) (1) 以外の寝たきりの状態 にある難病患者等で必要と認め られる者	頭部及び脚部の傾斜角度を 個別に調節できる機能を有 するもの	8 年
	特殊マット	19,600	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が 1 級以上又は療育 手帳 A 所持者の常時介護を要 する者で、原則として 3 歳以上 のもの (2) (1) 以外の寝たきりの状態 にある難病患者等で必要と認め られる者	褥瘡を防止し、又は失禁等 による汚染若しくは損耗を 防止することができる機能を 有するもの	5 年
	特殊尿器	67,000	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が 1 級以上で、常時 介護を要する者であり、原則と して学齢以上のもの (2) (1) 以外の自力で排尿でき ない難病患者等で必要と認め られる者	尿が自動的に吸引されるも ので、障がい者等又は介護 者が容易に使用し得るもの	5 年
	入浴担架	82,400	下肢又は体幹機能障がい の個別等級が 2 級以上の家族等 他人の介護を要する者（障がい 児にあっては、下肢又は体幹機 能障がいの個別等級が 2 級以上 の原則として 3 歳以上のもの）	担架に乗せたまま、リフト 装置により入浴させるもの	5 年
	体位変換器	15,000	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が 2 級以上の家族等 他人の介護を要する者であり、 原則として学齢以上のもの (2) (1) 以外の寝たきりの状態 にある難病患者等で必要と認め られる者	介護者が障がい者等の体位 を変換させるにあたって、 容易に使用し得るもの	5 年
	移動用リフト	159,000	(1) 下肢又は体幹機能障がい の個別等級が 2 級以上の原則と して 3 歳以上の者 (2) (1) 以外の下肢又は体幹機 能に障がいのある難病患者等 で必要と認められる者	介護者が障がい者等を移動 させるにあたって、容易に 使用し得るもの（天井走行 型等の住宅改修を伴うものを 除く。）	4 年

介護・ 訓練支 援用具	訓練用いす (障がい児の み)	33,100	下肢又は体幹機能障がいの個別 等級が 2 級以上の原則として 3 歳以上の者	原則として附属のテーブル をつけるもの	5 年
	訓練用ベッド	159,200	(1) 下肢又は体幹機能障がいの 個別等級が 2 級以上の原則とし て学齢以上の障がい児 (2) (1) 以外の下肢又は体幹機能 に障がいのある難病患者等で必 要と認められる者	腕又は脚の訓練ができる器 具を備えたもの	8 年
自立生 活支援 用具	入浴補助用具	90,000	(1) 下肢又は体幹機能障がいの 個別等級が 3 級以上の入浴に介 助を要する者であり、原則とし て 3 歳以上のもの (2) (1) 以外の入浴に介助を要す る難病患者等で必要と認められ る者	入浴時の移動、座位の保持 及び浴槽への入水を補助す ることができ、障がい者等 又は介護者が容易に使用し 得るもの(住宅改修を伴う ものを除く。)	8 年
	便器	4,450 5,400 (難 病患者等 が便器に 手すりを つけた場 合)	(1) 下肢又は体幹機能障がいの 個別等級が 2 級以上の原則とし て学齢以上の者 (2) (1) 以外の常時介護を要する 難病患者等で必要と認められる 者	障がい者等が容易に使用し 得るもの(室内用ポータブ ルトイレ等)	8 年
	T 字状・ 棒状の杖	3,000	平衡機能障がい又は下肢若しく は体幹機能障がいを有する者	障がい者等が容易に使用し 得るもの	3 年
	移動・ 移乗支援用具	60,000	(1) 平衡機能障がい又は下肢若 しくは体幹機能障がいを有し、 家庭内の移動等において介助を 要する者で、原則として学齢以 上のもの (2) (1) 以外の下肢が不自由な難 病患者等で必要と認められる者	おおむね次のような機能を 有する手すり、スロープ等 (住宅改修を伴うものを除 く。) (1) 障がい者等の身体機能 の状態を十分に踏ま え、必要な強度及び安 全性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり 動作の補助、移動動作 の補助、段差解消等の 用具	8 年
	頭部保護帽	12,160	平衡機能障がい又は下肢若しく は体幹機能障がいを有する者、 療育手帳 A を所持する者又は精 神障がいを有する者で、てんか んの発作等により頻繁に転倒す るもの	転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの	3 年

自立生活支援用具	特殊便器	151,200	(1) 上肢障がいの個別等級が 2 級以上の自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢以上のもの (2) (1) 以外の上肢機能に障がいのある難病患者等で必要と認められる者	容易に操作可能な押しボタン等で温水、温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	8 年
	火災警報器	15,500	(1) 視覚、聴覚、下肢、体幹又は移動機能障がいの個別等級が 2 級以上である者（これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。） (2) (1) 以外の身体障がい等級が 2 級以上である者、療育手帳 A を所持する者又は精神障がい者保健福祉手帳 1 級を所持する者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（障がい者等の住居が賃貸住宅の場合にあたっては、所有者又は管理者の同意を得ていること。）	10 年
	自動消火器	28,700	(1) 視覚、聴覚、下肢、体幹又は移動機能障がいの個別等級が 2 級以上である者（これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。） (2) (1) 以外の身体障がい等級が 2 級以上である者、療育手帳 A を所持する者、精神障がい者保健福祉手帳 1 級を所持する者又は難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	室内温度の異常又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの（障がい者等の住居が賃貸住宅の場合、所有者又は管理者の同意を得ていること。）	8 年
	電磁調理器	41,000	視覚障がいの個別等級が 2 級以上の原則として 18 歳以上のもの（障がい者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	障がい者等が容易に使用し得るもの	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚障がいの個別等級が 2 級以上の原則として学齢以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	5 年

自立生活支援用具	光量感知器	5,000	視覚障がい個別等級が1級以上の原則として学齢以上の者	光の明暗を音または振動により感知でき、障がい者等が容易に使用し得るもの	3年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400	聴覚障がい個別等級が2級以上の者で、当該装置が日常生活上必要と認められるもの（聴覚障がいを有する者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	音、音声等を視覚・触覚等により知覚できるもの	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	腎臓機能障がい個別等級が3級以上の自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）透析を受けている者	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	5年
	ネブライザー（吸入器）	36,000	(1) 呼吸器機能障がい個別等級が3級以上の者又はこれと同程度の身体障がいを有し、必要と認められる者で、原則として学齢以上のもの (2) (1)以外の呼吸器機能に障がいのある難病患者等で必要と認められる者	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	56,400	(1) 呼吸器機能障がい個別等級が3級以上の者又はこれと同程度の身体障がいを有し、必要と認められる者で、原則として学齢以上のもの (2) (1)以外の呼吸器機能に障がいのある難病患者等で必要と認められる者	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	蓄電池又は外部バッテリー	100,000	(1) 人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器のいずれかを使用している者で、呼吸器機能障がい個別等級が3級以上のもの又はこれと同程度の身体障がいを有し、必要と認められる者 (2) (1)以外の呼吸器機能に障がいのある難病患者等で必要と認められる者	障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500	人工呼吸器を装着する難病患者等で必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	6年

在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車	17,000	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者等が容易に使用し得るもの	10年
	視覚障がい者用体温計（音声式）	9,000	視覚障がいの個別等級が2級以上の原則として学齢以上の者（視覚障がいを有する者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障がい者用体重計	18,000	視覚障がいの個別等級が2級以上の原則として学齢以上の者（視覚障がいを有する者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障がい者用血圧計（音声式）	15,000	視覚障がいの個別等級が2級以上の原則として学齢以上の者（視覚障がいを有する者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するものに限る。）	障がい者等が容易に使用し得るもの	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	聴覚障がい、音声障がい若しくは言語機能障がいを有する者又は全身性の肢体不自由者（両上下肢に著しい障がいを有する者をいう。）で、原則として学齢以上のもので、必要と認められるもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具	100,000	視覚障がいの個別等級が2級以上又は上肢機能障がいの個別等級が2級以上の原則として学齢以上の者	情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するにあたり、障がいがあることにより必要となる周辺機器及びソフト等	5年
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障がいの個別等級が2級以上の者で、必要と認められるもの	文字等の情報機器（パーソナルコンピュータ）の画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
	点字器	13,000	視覚障がいを有し必要と認められる者	標準型木製32マス8行相当又はそれに準ずるもの（携帯用を含む。）	6年
	点字タイプライター	63,100	視覚障がいの個別等級が2級以上の者で、就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	視覚障がいを有する者が容易に使用し得るもの	5年

情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	85,000	視覚障がいの個別等級が 2 級以上の原則として学齢以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音や当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、障がい者等が容易に使用し得るもの	6 年
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	99,800	視覚障がいの個別等級が 2 級以上の原則として学齢以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声記号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの	6 年
	視覚障がい者用拡大読書器	198,000	視覚障がいを有し、本装置によって文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢以上のもの	読みたいもの（印刷物等）を拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8 年
	視覚障がい者用物品識別装置	59,800	視覚障がいの個別等級が 2 級以上の原則として学齢以上の者	識別したい物品に取り付けた I C タグ等の情報を専用機で読み上げることにより、名称その他の情報を容易に識別できる機能等を有するもの	6 年
	視覚障がい者用色彩識別装置	55,000	視覚障がいの個別等級が 2 級以上の原則として学齢以上の者	物体の色彩を音声に変換して案内する機能を有するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの	6 年
	視覚障がい者用時計（音声式・触読式）	13,300	視覚障がいの個別等級が 2 級以上の原則として学齢以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	10 年
	聴覚障がい者用通信装置	71,000	聴覚障がいの個別等級が 3 級以上又は音声・言語機能障がいの個別等級が 3 級以上の電話によるコミュニケーション・緊急連絡等が困難な者で、原則として学齢以上のもの（障がい者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもので、その世帯にこの要綱に基づきこの装置の給付を受けている者がいないものに限る。）	音声の代わりに、文字や手話を通じた映像等により通信が可能な機器であり、障がい者等が容易に使用し得るもの	5 年

情報・意思疎通支援用具	聴覚障がい者用情報受信装置	88,900	聴覚障がいを有し、この装置によりテレビの視聴が可能になる者で、原則として学齢以上のもの(ただし、この要綱に基づき当該装置の給付を受けている者がいない世帯に限る。)	字幕及び手話通訳つきの聴覚障がいを有する者用の番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時の聴覚障がいを有する者向け緊急信号を受信するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの	6年
	人工内耳用充電電池	17,600	聴覚障がいを有し、人工内耳を装用している者	人工内耳体外機を作動させるための専用電池	2年
	人工内耳用充電器	25,200	聴覚障がいを有し、人工内耳を装用している者	人工内耳用充電電池を充電するもの	3年
	人工喉頭笛式	5,000	音声・言語機能障がいを有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者(医療機関又は福祉施設等に入院又は入所している者を含む。)	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年
	人工喉頭電動式	70,100	音声・言語機能障がいを有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者(医療機関又は福祉施設等に入院又は入所している者を含む。)	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年
	人工鼻(接続器具、接着剤等を含む。)	1か月 23,760	音声・言語機能障がいを有し、喉頭を摘出した者(医療機関又は福祉施設等に入院又は入所している者を含む。)	障がい者等が容易に使用し得るもの	月の基準額まで
排泄管理支援用具	ストーマ装具(消化器系)(皮膚保護剤等を含む。)	1か月 9,300	直腸機能障がいを有する者で、ストーマを造設しているもの(医療機関又は福祉施設等に入院又は入所している者を含む。)	袋を身体に密着させるもの	月の基準額まで
	ストーマ装具(尿路系)(皮膚保護剤等を含む。)	1か月 12,220	ぼうこう機能障がいを有する者で、ストーマを造設しているもの(医療機関又は福祉施設等に入院又は入所している者を含む。)	袋を身体に密着させるもの	月の基準額まで
	収尿器	8,500	ぼうこう機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がいを有し、必要と認められる学齢以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	1年

住宅改修	居宅生活動作補助用具	200,000	<p>(1) 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）の個別等級が3級以上の者（特殊便器の取替えについては、上肢機能障がいの個別等級が2級以上の者）で原則として学齢以上のもの</p> <p>(2) (1) 以外の下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等で必要と認められる者</p>	障がい者等の移動等を円滑にする用具等で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回のみの交付とする
------	------------	---------	--	--------------------------------------	--------------

- 注1 この表において「難病患者等」とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者をいう。
- 注2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとする。